

# 雇用関係助成金のお知らせ

## ご案内 令和6年度の助成金制度改正

### 新年度からの助成金制度について改正点を確認しておきましょう

令和6年4月1日付で施行予定の雇用関係助成金制度の改正案について、1月下旬～2月下旬にかけてパブリックコメントの募集が行われておりました。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495230363&Mode=0>

現在、募集は終了し厚生労働省内部での最終調整が行われている段階です。

本号では、パブリックコメント募集時点の情報に基づき、主な改正予定についてお知らせします。本号の内容から変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

令和6年3月29日付で正式公布が予定されています。確定した改正点やその詳細な取扱い等について、厚生労働省のHPで確認しておきましょう。



パブリックコメント  
募集HP※終了

## ご案内 改正案の全体的な傾向

### 労働者に対する教育訓練と賃上げに取り組む事業主をより一層支援

「教育訓練」と「賃上げ」については、以前から国の重要施策の一つとして位置づけられていますが、これらに取り組む事業主に対して、より一層支援を行うための内容が複数の助成金の改正案に盛り込まれています。

これまでも、「教育訓練」については人材開発支援助成金、「賃上げ」についてはキャリアアップ助成金が主な支援制度として確立されているところですが、その他の助成金についても、「教育訓練」または「賃上げ」を行うことが、必須要件または支給額加算の要件等として定められる見込みです。

## 主な改正予定 雇用調整助成金では「休業」から「教育訓練」への転換を促進

### 休業のみの実施では助成率が引き下げられる

雇用調整助成金は、事業活動縮小により雇用調整（休業、教育訓練、出向）を実施する場合に支給されますが、休業だけでなく教育訓練も選択する事業主は助成率が維持され、長期に渡って休業のみを実施する事業主は助成率が引き下げられる予定です。

現行	⇒	改正案
<p>【助成率】</p> <p>中小企業 2 / 3</p> <p>大企業 1 / 2</p> <p>※助成率は受給中の変更なし</p> <p>※実際に支払った休業手当額に助成率を乗じて支給額を算出</p>		<p>①現行どおりの助成率で支給開始</p> <p>②支給日数が30日に達した後、教育訓練実施率が1 / 10未満の場合助成率を次のとおり引き下げる</p> <p>中小企業 1 / 2</p> <p>大企業 1 / 4</p>

**主な改正予定 早期再就職支援等助成金の新設 「賃上げ」が必須要件に**

**既存の2つの助成金が統合し新名称に**

労働移動支援助成金と中途採用等支援助成金が統合され、令和6年度は**早期再就職支援等助成金**として、次のようにリニューアル予定です。

特に、「雇入れ支援コース」では、通常助成への加算要件だった「賃上げ」が**必須要件**となり、**対象者に雇用保険の特定受給資格者が追加**されるようです。

現行		⇒ 統合	改正案	
労働移動支援助成金			早期再就職支援等助成金 (左記の助成金が統合)	
①	再就職支援コース	①	再就職支援コース	
②	早期雇入れ支援コース	②	雇入れ支援コース	
中途採用等支援助成金		③	中途採用拡大コース	
①	中途採用拡大コース	④	UIJターンコース	
②	UIJターンコース			


**早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）の主な改正ポイント**

	現行	改正案
<b>助成金の趣旨</b> (改正なし)	事業主都合により離職を余儀なくされた方を、	離職後3か月以内に
<b>名称</b>	労働移動支援助成金 (早期雇入れ支援コース)	早期再就職支援等助成金 (雇入れ支援コース)
<b>支給額</b>	30万円(通常助成) ※賃金上昇による加算額20万円	30万円(通常助成) ※「賃上げ」が必須要件化 ※加算額は廃止
<b>対象者</b>	・再就職援助計画または 求職活動支援書の対象者	・再就職援助計画または 求職活動支援書の対象者 ・雇用保険の特定受給資格者
<b>主な支給要件</b>	離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、6か月を超えて引き続き雇用する	左記の現行要件に加えて、雇入れ後6か月間の各月の賃金を、離職前賃金よりも5%以上上昇させる

**ご案内 令和6年4月号と5月号は休載します**

令和6年6月号(令和6年6月20日発行予定)から再開いたします。

令和6年3月21日 ハローワーク米沢発行  
**メール配信登録も好評受付中**  
 米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中



担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155  
 〒992-0012 米沢市金池3-1-39

**令和6年4月1日からは、**  
**ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は**  
**2階の専門援助部門の窓口でご対応します**

4階に設置しておりました  
 「雇用調整助成金コーナー」は令和6年3月末をもって閉鎖いたします